

改正

昭和53年12月1日内規第2号

平成12年3月30日内規第1号

令和2年12月28日内規第1号

忠岡町公共工事の前払金保証事業に関する法律による前払金取扱い内規

(趣旨)

**第1条** この内規は、町費をもって施行する公共工事（公営企業会計分を除く。）の前払金（以下「前払金」という。）に関する細部の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象)

**第2条** 前払金は、土木建築（造成を含む。）に関する工事一件の請負金額が1,000万円以上、かつ、工事期間が3か月以上のものに限り、当該工事の請負人に対し請負金額の100分の40を超えない範囲内で支払うことができる。ただし、1万円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとし、限度額を8,000万円とする。

2 継続費支弁の2年以上にわたる契約における前払金は、当該契約に基づく各年度の工事等の出来高予定額（当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の工事費等の金額をいう。以下この項において「年割額」という。）に対して支払うことができる。この場合において、各年度の前払金の割合について、前項の「請負金額」を「年割額」と読み替えて、同項の規定を準用する。

3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前払金は、契約締結の当初における契約価格の総額に対して支払うことができる。

4 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約における前払金は、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額（以下この項において「年割額」という。）に対して支払うことができる。この場合において、各年度の前払金の割合について、次条第1項の「請負金額」を「年割額」と読み替えて、同項の規定を準用する。

(前払いをする公共工事請負契約書の特約事項)

**第3条** 前払いをする公共工事の請負契約書には、次の各号に掲げる特約事項を記載しなければならない。

(1) 公共工事の請負者（以下「請負者」という。）は、公共工事の前払金保証事業に関する法

律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と同法同条第2項の前払金の保証に関する契約を締結し、かつ、当該保証証書を町に寄託しなければならない。

(2) 前払いをした公共工事について出来高払いをするときは、出来高払金の額から前払金に出来高歩合を乗じて得た額を控除する。

(3) 請負者は、支払いを受けた前払金を当該請負工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕料、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払いに充当してはならない。

(4) 契約内容を変更した結果、契約金額に変更が生じ、契約変更後の請負金額（以下「新請負金額」という。）が、契約変更前の請負金額（以下「旧請負金額」という。）に比し100分の20以上超過したときは、町は新請負金額につき第3条第1項に定めるところにより算出した前払金（以下「新前払金」という。）の額と契約変更前の前払金（以下「旧前払金」という。）の額との差額を請負者に対し追加払いをし、新請負金額が旧請負金額に比し100分の75以下となったときは、請負者は町に対し、町が指定する日までにその差額を返還するものとする。

（前払金保証証書の受託及び保管）

**第4条** 町が前払金保証証書の寄託を受ける場合においては、当該証書の原本のほか、その写し1通の提出を求め、その原本は当該工事を発注した部課において保管し、その写しは支出証拠書類とする。

（前払いをするときの添付書類）

**第5条** 前払いをするときの支出命令書には、請負者の前払金請求書のほか、保証証書の写し及び請負契約書の写しを添付しなければならない。

（工事前払金整理簿の備付け）

**第6条** 町が前払いをしようとするときは、別に定める工事前払金整理簿を備え、その都度整理しなければならない。

（この内規に定めのない事項）

**第7条** 前払金の取扱いについて、この内規に定めのない事項については、その都度定めるものとする。

## 附 則

この内規は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月1日内規第2号）

この内規は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年3月30日内規第1号）

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年12月28日内規第1号）

この内規は、令和3年1月1日から施行する。